

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20260512	株式会社 ヒューテックノオ リン(法人番号 7010601014110)代表者: 安喰 徹	東京都新宿区若松町3 3-8	栗橋	埼玉県久喜市栗橋東6 -18-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月21日及び同年6月5日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20260519	かみいちサービス 株式会 社(法人番号 2120901018597)代表者: 山田 優弥	大阪府摂津市別府一 丁目17番30号	関東支店	神奈川県横浜市旭区柏 町69-5-104	輸送施設の使用停止 (105日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和6年11月27日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	11	11
20260526	アール企画 株式会社(法 人番号8011701016433)代 表者:國又 直人	東京都江戸川区西葛 西8-8-16	横浜	神奈川県横浜市戸塚区 平戸町332	輸送施設の使用停止 (226日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 5項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和7年6月20日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	23	23

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)